

事 務 連 絡

令和2年9月18日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課・学校安全主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止
に関する注意喚起について

標記について、経済産業省から別紙のとおり、注意喚起要請がありました。

については、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対し、附属学校を置く国公立大学法人学校事務主管課におかれては、附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、学校給食施設や学校の調理実習室等において一酸化炭素中毒事故が発生した場合は、平成29年6月2日付け事務連絡「消費者事故等の通知について(依頼)」(別添参照)のとおり、生命・身体被害に係る重大な消費者事故として文部科学省において事故に関する情報を集約し、消費者庁長官に通知することが義務付けられています。万が一、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知については、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

○学校安全に関すること

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 学校安全係

TEL : 03-6734-2966 E-mail : anzen@mext.go.jp

○小学校・中学校・高等学校の教科「家庭」における調理実習に関すること

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程総括係

TEL : 03-6734-2073 E-mail : kyoiku@mext.go.jp

○学校給食施設における衛生管理に関すること

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 食育推進係・学校給食係

TEL : 03-6734-2694 E-mail : shoku@mext.go.jp

○専門教科「家庭」における調理実習に関すること

文部科学省 初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 産業教育振興室 産業教育係

TEL : 03-6734-2904 E-mail : sangyo@mext.go.jp